

第28回福島家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成29年6月16日（金）午後1時30分～午後3時30分

第2 場所

福島家庭裁判所5階 第1会議室

第3 出席者

1 委員

芦澤政治（委員長）、荒木貢、追分富子、川村政史、柴田雅司、角田仁、坪井有子、橋本泉（五十音順、敬称略）

2 説明者

川井事務局長、鈴木首席家庭裁判所調査官、稲舟首席書記官、財前次席家庭裁判所調査官

3 係員

近野総務課長、山口総務課広報係長

第4 開会等

所長挨拶、委員の交代、新任委員の紹介

第5 議事及び質疑応答の要旨（●委員長、○委員、□説明者）

1 委員長選任

委員から芦澤委員を委員長に推挙する意見があり、芦澤委員が委員長に選任された。

2 委員長代理指名（柴田雅司委員）

3 性別の取扱い変更手続の運用と性的少数者への配慮について

○ まず、福島県における性的少数者に配慮した取組を紹介し、その上で裁判所ではどのような対応をしているのか聞きたいと思い、このテーマを提案した。

近年、LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー）など、性自認や性的指向を理由として困難な状況に置かれている人々（以

下、「性的少数者」という。)への社会的認識が進みつつある。民間の調査によれば、約13人に1人の割合で、性的少数者の人がいることになる。性的少数者は、周囲の理解不足による差別などの人間関係、同性パートナーと公営住宅を借りられないなどの制度・福利厚生、トイレなど設備の男女分け、求職時の情報不足など、多くの困難を抱えている。国の取組としては、平成16年に「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、内閣府の第4次男女共同参画基本計画には性的少数者への配慮が盛り込まれるなどしている。福島県としては、昨年度「ふくしま男女共同参画プラン」を改定し、性的少数者への配慮を追加した。性自認や性的指向にかかわらず等しく尊重され受容される社会の実現に向け、講座、セミナーや教員等を対象とした研修等により、人権教育や啓発を推進していきたい。

裁判所では性別の取扱い変更手続をどのように運用しているのか、性的少数者にどのような配慮を行っているのかについて伺いたい。

- 「性別の取扱い変更手続」とは、性同一性障害者が、戸籍上の性別を変更するために家裁に申立てを行って始まるもので、家裁が審理の結果、その申立てを認めると、最終的に戸籍上の性別が変更となる手続である。この手続は、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」に基づいて行われるもので、「性同一性障害者」の定義も、一般に言われている「心の性と体の性が一致しない者」よりも厳格なものとなっている。

事件の申立件数は、全国的にはそれなりの件数があり、年々増加傾向にあるが、福島家裁管内では年間数件程度で横ばい状態となっている。

一般的には、家裁に申立てを行おうとする場合、手続案内を利用される方が多いが、福島家裁管内における本申立ての場合は、その利用はかなり少なく、手続案内を経ないで申立てがなされるケースが大半となっている。インターネットからの情報や同じ悩みを抱える方々のコミュニティーからの情報によって、自分で申立書を作成したり、添付資料を収集したりして提出するケースが多い

からではないかと考えている。

申立てがなされると、裁判官が申立人から話を聞き、添付資料を調べるなどして、最終的に結論を出す。性別の変更が審判によって認められた場合、それに基づく戸籍の記載は、裁判所書記官からの本籍地役場に対する戸籍記載嘱託によって行われる。申立人が本籍地役場に出向く必要はない。

性別変更が認められた場合、従前の名では変更後の性と違和感があることから名を変更したいときは、別途家裁に対する「名の変更審判申立て」が必要となる。

実例は少ないが、これまで裁判所が行った配慮や予定している配慮を紹介する。一般的なこととして、家裁に来庁される方はそれぞれ悩みを抱えているので、裁判所としての公平・中立の立場を踏まえながらも、対応には気配りを行っているところではあるが、性同一性障害者の方は、それによる生活上の苦しみや治療過程での様々な苦悩を体験してきていることから、対応には更に留意するよう心掛けている。「性別の取扱い変更手続」を行いたいとして、家裁の手続案内に来庁された方については、「名の変更手続」についても説明等を行っており、手続案内の場所については、プライバシー保護の観点から別室で行っている。職員からの質問は、真に手続に必要なものに限定し、具体的な事項を尋ねる場合には、その必要性について説明を行っている。トイレ使用の申出があった場合は、本人の要望を踏まえ、対応を行うことになる。多目的トイレがあることはお伝えしている。福島管内では全ての庁舎に多目的トイレを設置している。

- トイレについては、仙台市の地下鉄の例を紹介したい。性的少数者の方も使用するトイレとして、レインボーマークの表示がされている。性的少数者の方は、6色のレインボーマークをシンボルとして使用しているが、それを使うことによって対外的に認知してもらおうという意味がある。このトイレは、車いすの方や、おむつ替えをする方、身体障害者の方など、どなたでも使えるもので

ある。一方で、そういった表示があった方が使いやすいという方もいれば、ない方がよいという方もいることから、県ではまだ表示をどうするかという方針は決めていない。

- 性同一性障害の取扱い変更手続については、相談を受けたことが一度もない。弁護士が代理人として申立てをするということはあまりないのかと思うがどうか。
- インターネットや、同じ悩みを抱える方々のコミュニティーから情報を得て、本人が申立てを行っているものと思われる。
- 申立てをしてから終了するまでにどれくらいの期間がかかるのか。また、すべて認容されるわけではないと思うが、却下となるのは主にどのようなケースか。
- 添付資料がすべて整っていれば、1か月から2か月程度で終了する。添付資料が不足している場合、追完を求めることになるが、整うまでの間、期間は延びることになる。これまで福島家裁管内では、却下で終わったものはない。認容以外では、取下げで終わっている。一般論としては、却下の理由は審判の要件がないということなどが考えられる。
- 現在、性的少数者への配慮は、どちらかと言うと企業側の取組が進んでいるように思う。ダイバーシティ推進により、女性、高齢者、性的少数者の方など多様性を認め、一緒に働いていこうという人材確保のための取組が、主に大企業で進んでいる。
- 来庁者対応として、特にこういうところに気を付けた方がいいという点はあるか。
- 従業員であれば、制服や更衣室などで困ることがあると思われるが、来庁者となるとあまりイメージが浮かばない。県では、申請書に必要な性別欄を設けないとか、性別欄に男女のほか、その他という欄を設けるという取組をしている。

- 来庁者ではないが、職員に性的少数者の方がいて、トイレの件で訴訟に発展したという事案を聞いたことがある。毎日使用するトイレの問題はやはり根深いものがある。
- 法律は男女平等に扱っているので、普段あまり意識していない。性別欄などは無意識に記載しており、それが知らないうちに差別になっているのかと思った。人間は誰しも男性性と女性性を持っているが、一人ひとり調和させなければならないのではないかと思う。
- 先ほど、個室で対応するとの説明があったが、何名が対応するのか。
- 原則一人で対応する。手続案内はローテーションで行っているが、男性がよいなどの希望があればそれに合わせて対応する。

4 少年事件の補導委託について

- 補導委託制度は、成人の刑事システムにはない少年法特有の制度である。民間の力を借りながら、非行を犯した少年の立ち直りを図っている制度で、これまでも家裁の実務において広く活用されてきた。今後も家裁においてはこの制度を積極的に活用し、さらに充実したものにしたいと考えている。

まず、少年事件の流れについて説明する。少年非行があると、警察や検察が捜査をし、事件を家裁に送致する。送致を受けた家裁では、おおよその事件について、裁判官が調査命令を出し、家裁調査官が調査をし、裁判官が審判をして最終的な処分を決める。最終的な処分の中には、不処分、保護観察、少年院送致などがある。すぐに最終的な処分を決めず、一定期間経過を見守り、十分に調査をした上で最終的な処分をすることとして、中間決定をすることがあり、これを「試験観察」という。試験観察決定がされると、担当の調査官が指定され、積極的に教育的働きかけを行いながら、少年の生活状況や行動等を観察することになる。

試験観察には、少年を家庭に帰し、自宅で生活させた上で、調査官が直接指導や観察を行う「在宅試験観察」と、民間の適切や施設、団体又は篤志家の方

に、少年をしばらく預け、仕事や通学をさせながら生活指導をしてもらうと同時に調査官が指導や観察を行う「補導委託」の二つの類型がある。

補導委託には、さらに、家庭で生活する少年について、受託者のもとに通所させ、職業指導や社会奉仕活動をしてもらう「在宅補導委託」と、少年の身柄を預かり、受託者の家庭や会社の寮などで生活させ、安定した衣食住を提供し、生活指導や職業指導をしてもらう「身柄付き補導委託」の2種類がある。

補導委託の期間は、社会奉仕活動を行う在宅補導委託の場合には、1日から1週間程度の短期間が多いが、身柄付き補導委託や職業補導の在宅補導委託の場合は、およそ4か月から6か月程度となる。補導委託の期間中は、家裁から受託者の方へ、補導にかかった費用が支払われる。

福島家裁管内には、短期間の社会奉仕活動を実施する通所型の在宅補導委託先が9か所、身柄付き補導委託先は2か所ある。ほかに、仙台家裁や山形家裁等の管内にある補導委託先を利用することもある。

福島家裁の近年の実施件数は年間5件から10件で推移している。身柄付き補導委託については、過去10年で13件となっている。

在宅補導委託先としては、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、自立支援事業所等がある。身柄付き補導委託先は、更生保護施設と、農作業兼高齢者のデイサービスを行う施設の2か所である。近隣県の身柄付き補導委託先として、縫製会社やすし店、お寺などがある。

(在宅補導委託及び身柄付き補導委託について、具体的な事例について紹介した。)

少年にとっては、受け入れてくれ、支えてくれる大人の存在は、更生に向けての大きな力になる。認められる経験や成功体験を通して、いわゆる自己肯定感を高めたり、親子の関係性が改善したりと多くの効果があり、家裁では、今後も補導委託制度を積極的に活用し、その内容も一層充実したものになりたいと考えている。

全国各地の家裁が補導委託先の開拓をしており、福島家裁においても働きかけを行っているが、実際は、なかなか新しい補導委託先が見つからず、加えて、現在の補導委託先についても、受託者の高齢化が進み、補導委託先としての更新ができないといった実情があるのも事実である。

できるだけ、少年の関心のある業種や、安定した人間関係を築くことができる補導委託先、自立に向けた職業指導を受けることができる補導委託先を開拓したいと考えている。

- 補導委託の期間はどのくらいが多いのか。二十歳を過ぎても行うことはあるのか。また、補導委託先はどのように開拓するのか。
- 在宅補導委託で老人ホームに社会奉仕活動に行くようなものは、1日から数日間であるが、長期間身柄を預けて行う補導委託は4か月から6か月程度である。成人になる前に終局するので、成人になってからも補導委託を行うことはない。しかし、例えば、そのまま住み続けてもよいと言ってくれる施設もあり、補導委託ではなく、保護観察を受けてそこに住み続けるというケースもある。
- 少年法上、二十歳になるまでに全ての手続を終える必要があるので、必ず、二十歳になる前に最終的な処分を行う。試験観察にしたいという少年であっても、例えば19歳10か月だと断念せざるを得ない場合もある。
- 補導委託先を開拓する主な方法としては、調停委員の方が組織する「少年友の会」の方々に、委託先について紹介を受けている。飲食店やペンションを営んでいる方の紹介を受け、実際に接触を図っているが、いずれも難しいということなかなか受けてもらえないのが実情である。
- 委託先を選ぶ際、少年の特徴や興味は考慮されるのか。興味を持たない職種の場合、あまり効果がない場合もあるのではないか。
- 補導委託の狙いや少年の特性、受託者との相性などを考慮している。興味までは考慮できないこともある。
- 例えば、美容師になりたいという少年に、建設関係の補導委託を行ってもモ

チベーションが湧いてこないということもあるので、なるべく選択肢は多い方がやりやすい。自分が目指す方向であれば少年も頑張ると思う。

- 少年事件には多く関わっているが、親がきちんとした価値観を持っていないケースもあり、こういった社会奉仕活動によって、きちんとした価値観を教えることができるというのは非常に意義のあることだと思う。
- 少年の身柄を半年も預かり続けるというのは相当大変なことだと思う。問題が発生することはないのか。
- 24時間少年に付き合うことになるので、少年のペースに生活が制限されるということはある。少年は自信がないまま委託先に行くので、すんなりいかないこともある。仕事の失敗だけでなく、例えば喫煙をしてしまったりとか、仕事に嫌気がさして仕事に出てこなくなってしまうということもある。そういう場合、仕事をさせるだけではなく、生活の仕方を教える必要がある。最初の審判のときに、何を目標としてやっていくのか話をしている。普段の仕事に加えて指導にかける時間も必要になる。時間的にも精神的にも負担をかけることとなるが、受託者の方々のお話を伺う限り、苦勞というよりは、そういったことに関われるというやりがいを強く感じていただいているようである。
- 費用はどのくらい支払われるのか。
- 補導委託費については、少年法29条に定められており、実費補償として支払われている。額については一概には言えないが、身柄付き補導委託の場合は、少年一人当たり月約10万円から15万円程度である。
- 日頃、ニュース番組などを制作し、司法関係の取材も行っているが、補導委託についてはあまり分かっておらず、勉強になった。報道機関にできることとして、少年にチャンスを与えることを狙いとした補導委託というものがあるということ、放送してみたいと思った。
- 補導委託先として、このようなところに受け入れてもらえたらよいのではないかとこのころはあるか。

- 御時勢と、若い人ということで、コンピューター関係などでしょうか。
- 補導委託先の開拓のためにお願いに行ったときにどのような理由で断られるのか。
- 高齢者の方の場合、自分で事業を行うことはできるが、子どもさんを預かるとなると、精神的肉体的負担に耐えられる自信がないという理由で断られることがある。
- 熱意のある社長さんなら受けてくれるかもしれないが、例えば、会社の規模が大きいと、熱意のある人と少年との距離が遠くなるのではないか。どういった規模のところを狙っているのか。
- 現在お願いしている介護施設でも規模の大きいところはある、実際に担当してくださる方は家裁からお願いしていることはもちろん知っているが、それ以外の従業員の方は単なるボランティアだと思っている。規模の大小と言うよりは、そういった態勢を整えてくれるところであればと考えている。
- 少年と補導委託先とのマッチングが非常に大事なので、多種多様なものがセットされていることが望ましい。住み込みにこだわらなくても、アルバイトの高校生と同じような感じで使ってくれるところが確保できればありがたい。
- 福島では付添人だった弁護士が住み込みの補導委託先を見つけてきてくださったというケースがあった。愛知県では、弁護士会が補導委託先開拓プロジェクトを立ち上げているようだ。福島でも弁護士会の御協力をお願いできないか。
- 福島県弁護士会でも、子どもの権利に関する委員会を設置している。
- 少年友の会にお話いただいているとのことであったが、おそらく一部の者しか聞いていないと思うので、是非全員が集まる機会にお話いただきたい。まずは、制度を知ってもらうことが必要だと思う。
- 県では、イベントボランティアの募集などは、ホームページへの掲載、新聞などマスコミへのお知らせや各種団体へのチラシ配布などによって行うが、補導委託の場合は、制度を知ってもらうことが重要だと思う。是非対面でお話し

ていただきたい。その方が、熱意が伝わりやすいと思う。受けていただくまでのハードルは高いと思うが、得られるものは大きいことをお話すれば、賛同を得られるのではないかと思います。

- 補導委託に限らないが、裁判所の手続は意外と知られていない。どうしても敷居の高さはある。今日も非常にいいお話を聞かせていただいた。もっと制度をPRして行ってほしい。
- 補導委託について、非常に好意的な御意見をいただきありがたい。補導委託は、少年の特性などを調査官が調査して、いろいろ検討しながら、少年に対する動機づけなど、非常に手間のかかるプロセスを経て行っている。この優れた制度を活用するために、裁判官にも調査官にも多くのものが求められていることを噛みしめている。

第6 次回（第29回）開催について

1 日時

平成29年11月8日（水）午後1時30分とすることです承された。

2 テーマ

（追って定める。）

第7 閉会

以上